

令和6年度 国保税 軽減判定基準早見表

●この早見表は均等割・平等割の軽減対象となる所得の基準額を示したものです。

※国保税の概算については「国保税概算早見表（総所得金額等）」又は「国保税概算早見表（給与／年金のみ）」をご覧ください。

被保険者数	給与所得者等の数	軽減基準額 (基準額以下であれば軽減該当)		
		7割減	5割減	2割減
1人	0~1人	430,000円	725,000円	975,000円
	2人	530,000円	825,000円	1,075,000円
2人	0~1人	430,000円	1,020,000円	1,520,000円
	2人	530,000円	1,120,000円	1,620,000円
	3人	630,000円	1,220,000円	1,720,000円
3人	0~1人	430,000円	1,315,000円	2,065,000円
	2人	530,000円	1,415,000円	2,165,000円
	3人	630,000円	1,515,000円	2,265,000円
	4人	730,000円	1,615,000円	2,365,000円
4人	0~1人	430,000円	1,610,000円	2,610,000円
	2人	530,000円	1,710,000円	2,710,000円
	3人	630,000円	1,810,000円	2,810,000円
	4人	730,000円	1,910,000円	2,910,000円
	5人	830,000円	2,010,000円	3,010,000円
5人	0~1人	430,000円	1,905,000円	3,155,000円
	2人	530,000円	2,005,000円	3,255,000円
	3人	630,000円	2,105,000円	3,355,000円
	4人	730,000円	2,205,000円	3,455,000円
	5人	830,000円	2,305,000円	3,555,000円
	6人	930,000円	2,405,000円	3,655,000円
6人	0~1人	430,000円	2,200,000円	3,700,000円
	2人	530,000円	2,300,000円	3,800,000円
	3人	630,000円	2,400,000円	3,900,000円
	4人	730,000円	2,500,000円	4,000,000円
	5人	830,000円	2,600,000円	4,100,000円
	6人	930,000円	2,700,000円	4,200,000円
	7人	1,030,000円	2,800,000円	4,300,000円

★所得が少ない世帯の軽減措置

国保加入世帯の賦課期日（原則として4月1日）現在における**世帯主と全ての被保険者**の前年の所得の合計が、国の定める基準所得以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

≪減額割合と減額基準額≫

軽減割合	減額基準額（計算式）
7割軽減	430,000 + 100,000 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	430,000 + 295,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	430,000 + 545,000 × 被保険者数 + 100,000 × (給与所得者等の数 - 1)

★軽減早見表の見方

「被保険者数」…国民健康保険の加入者数
 「給与所得者等の数」…下記に該当する方の数

- ・給与収入が55万円以上
- ・年金収入が60万円以上（64歳以下の場合）
- ・年金収入が125万円以上（65歳以上の場合）

※「被保険者数」には、旧国保被保険者を含みます。
 ※「給与所得者等の数」には、擬制世帯主（国保に加入していない世帯主）も含みます。

★下記に該当する場合は取り扱いが異なります

65歳以上で年金所得がある場合	年金所得からさらに15万円を控除した金額で判定
青色専従者給与額及び事業専従者控除額がある場合	・必要経費に算入しない ・それぞれの事業専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとして判定
長期譲渡所得、短期譲渡所得がある場合	特別控除はないものとして判定
雑損失がある場合	繰越損失適用後の金額で判定

★所得の申告が必要です

軽減措置の適用には、世帯主（擬制世帯主を含む）と国保被保険者全員の所得の申告が必要です。
 ※収入が全くなかった場合、障害年金等の非課税収入のみの場合でも所得の申告が必要です。（被扶養者として申告されている場合は、申告不要です。）

申告について詳しくお知りになりたい方は、右の二次元コードをご確認ください。

※春日市ホームページ
 「市民税・県民税の申告書」→



収入がなかった方、非課税収入（障害年金、遺族年金等）のみだった方は、右の二次元コードで申告ができます。



※「ふくおか電子申請サービス」→

問い合わせ先
 春日市市民部国保医療課 国保担当
 電話：092-584-1111(代表)
 E-mail: kokuho@city.kasuga.fukuoka.jp